

事業所ニュース



東京都新宿区北新宿1-8-16
東京土建一般労働組合
電話 03(5332)3971(代表)
FAX 03(5332)3972
発行人・編集人 吉川豊
年間購読料1800円(定価50円)
購読料は組合費のなかに含まれています



お問い合わせは所属の支部まで

フリーランス **新法** スタート

2024年11月1日「特定受託事業者に係る取引の適正化などに関する法律」が施行されました。通称は **フリーランス新法** です。



フリーランスとして働く個人を保護し取引の透明性を高めることを目的としています。フリーランスとは「従業員を使用しない事業主」で法律では発注事業者「フリーランスに業務を委託する従業員を使用する事業者」も対象となります。**※建設業で言えば、一人親方や個人事業主、または人を雇用していない法人事業主との取引は契約の見直しを。**

発注する者の義務は以下のとおりです(内容や期間によって異なります)。違反する事業者には、罰金が科せられる可能性があります。

1 書面等による契約内容の明示

発注する者は内容や条件を適切に提供しなければならない

2 報酬支払い期日の設定、支払い

工事完了後60日以内に報酬を支払うルール

3 禁止行為

受領拒否・報酬額の減額・返品・不当な変更ややり直しの指示

4 募集条項の的確表示

虚偽の表示、誤解を与える表示の禁止

5 育児介護配慮

6か月以上の業務委託について育児等申し出に配慮を行なう

6 ハラスメント防止

不当な扱いやいやがらせ行為の禁止
適切な相談体制整備

7 途中解除等の事前予告・理由の開示

6か月以上業務委託の中途解除等は30日前までに予告する必要がある、受注者から理由の請求があった場合は伝えなければならない

働き方改革への対応は組合へ相談を!



1

労働契約・雇用契約を交わしているか

- 雇用をする際に必要となる
- 有期雇用者に更新上限の有無と無期転換申し込みの機会の明示



2

出勤簿の管理はしているか

- 労働基準法では1日8時間・週40時間と定められている
- 時間単位の管理が必要



3

36協定は結んでいるか

- 残業や休日労働など時間外労働をする場合には36協定を結び、労働基準監督署に届ける
- 労働基準監督署の臨検は36協定の締結と時間外労働の実態を中心に行う



4

有給休暇の管理はしているか

- 年10日以上の有給休暇の権利がある従業員は最低でも5日以上の有給休暇が義務



5

就業規則は作成しているか

- 常時10人以上の労働者を雇用している会社は就業規則を作成し労働基準監督署に届ける
- 常時10人未満の会社でも就業規則を作成することが好ましい(新規雇用に影響する)

働き方改革の対応が始まっています。
これらの対応について未整備の場合は、
早急に所属支部へご相談をください。

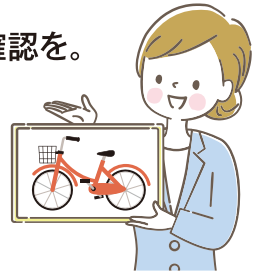
自転車保険に加入しよう

社員の方が安心して働ける環境づくりに!!

東京都では自転車保険への加入が義務化されています。社員全員の加入状況の確認を。

組合員の皆様へ

東京土建の自転車保険のご案内



社員の方の中で自転車保険未加入の方はいらっしゃいませんか。

- 独身者の方(外国籍の方も含め)は、掛金が安い個人加入がおすすめです。 **年額2,500円!**(個人型)
- 奥さん・子どもが自転車に乗る場合、 **年額4,500円!**(家族型)

自転車共済の主な特長

自転車運転中の自損のケガ、
運転中に第三者との接触、
ケガをさせてしまった



入院保障日額7,000円保障!

(組合員本人・配偶者のみ)

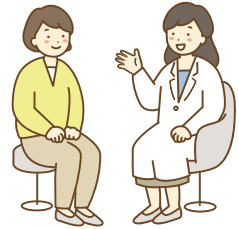
個人賠償責任2億円!の安心保障!

自転車での事故はもちろん、日常生活での賠償事故もカバー!(自転車に乗らなくてもOK)

例: 飼い犬が他人にケガをさせた。子どもが遊んでいて他人の家の窓ガラスを割ってしまった。

自転車保険加入者の健康・生活サポート付き (24時間365日対応)

- 健康・医療相談、医療機関情報提供
- 専門医との相談、検診・検査施設の予約
- 介護関連相談、法律・
税務・年金相談
- メンタルヘルス相談、
ストレスチェック



社員の福利厚生サポートに活用も!

マイナ保険証の登録解除ができるようになりました

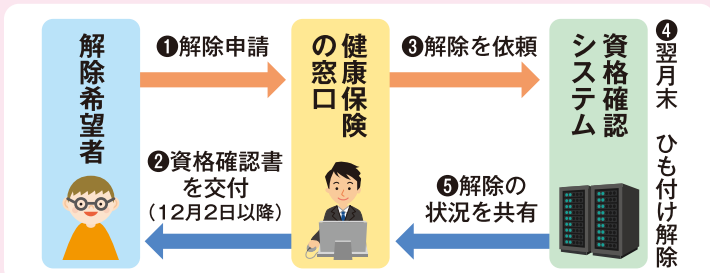
マイナ保険証を使うことへの不安

- 紛失する不安「持ち歩きたくない」
- 制度そのものへの不信任感
- 「個人情報への漏洩」が心配
- 健康情報をみられたくない
- これまで通りの保険証(資格確認書)を使いたい

マイナ保険証トラブル頻発 (YouTube)



マイナ保険証の利用登録解除のイメージ



12月2日に健康保険証の新規交付が停止され、国はマイナ保険証の一本化を推し進めようとしています。しかし、マイナ保険証の取得は任意です。

もし、これまでにマイナ保険証をつくってしまっている人でもマイナ保険証を利用したくない方は、申請することでマイナ保険証の登録の解除ができます。土建国保に加入の方で解除を希望する場合は、所属の支部にある申請書、または、土建国保のホームページからダウンロードした申請書を提出してください。

東京土建国保以外の健康保険に加入の方も、解除申請ができます。所属している健康保険組合にお問い合わせください。

申請書のダウンロードはこちらから▶

